

第13回統計基準部会結果概要

- 1 日 時 平成25年8月2日（金）14:56～16:09
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
- 3 出席者
- (部 会 長) 深尾京司
(委 員) 中村洋一
(専 門 委 員) 佐藤聖、菅幹雄
(審議協力者) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：佐々木企画官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：池田審査官ほか
- 4 議 題 日本標準産業分類の変更について
- 5 概 要
- 第12回統計基準部会での指摘事項に対し、次のとおり説明を行った。
- 「一般原則」について、事務局から「産業の定義」にある「家計における自家消費」の趣旨を説明。「産業の定義」に関する記述は、今回は変更しないことで了解された。
- 「コールセンター業」について、総務省統計局から一つの事業所がコールセンターの機能と他の経済活動を併せて行っている場合は、他の経済活動が卸売業、小売業であれば大分類「卸売業、小売業」となるがコールセンターが独立した事業所としてとらえられる場合はコールセンター業になることを説明し了解された。
- 「調剤薬局」は、①「名称の変更」について、今回変えるのは適当でないが、次回に向けて検討することを議事録又は答申文に残す。②「項目の大分類の移動」について、国際比較などの問題があり変えるのは適当ではなく、今後の課題として記載することはしない。
- 「レッカー車業」は、事業所数以外の情報等が十分把握できておらず、その他検討すべき事項があるので分類を新設せず、今後関係府省と引き続き情報収集や国際比較の観点からどのようにすべきかを検討するということを、議事録又は答申文に残すこととする。
- 委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。
- (1) 第12回統計基準部会における指摘事項等への回答
- SNAでは農家の家族・親族向けの小規模な米の生産は「家計における主に自家消費のための財の生産」に該当するのではないかと思う。自家消費のための生産活動、例えば家庭菜園等は、把握する統計がないという整理の方が分かり易いのではないか。
- この議論は、一般原則を見直す際の記録として残しておいていただければよい。
- 前回の部会で一般原則についていくつか指摘をしたが、答申文に記載するのではなく、議事録に書いて頂くのが重要。今後発表される経済センサス活動調査の結果を十分に分析してから、一般原則の変更についての議論を始めるのがよろしいかと思う。

(2) 個別の検討課題について

・「細分類 調剤薬局」の取扱いについて

事務局及び厚生労働省医薬食品局からそれぞれ説明。

- 名称について、薬局は薬局であり、調剤を行わない薬局は無いので、「調剤薬局」を「薬局」あるいはせめて「薬局（調剤を主とするもの）」にすべきという意見は理解できる。今回はこのままであったとしても、今後は名称変更の検討の余地があるのではないか。
- 「調剤薬局」の分類を「小売業」から「医療業」に変更する議論は過去に済んでおり、今の「小売業」に分類するといった結論が出ている。その後、何か大きな産業上や国民生活上の意味があつて主張しているのか。
 - 「調剤薬局」について、議論のあった10年前から比べると「医療計画」に位置付けられ、多少都道府県でばらつきがあり、途上ではあるが国民生活の中に浸透してきている。
- 分類間の移動について議論するにも、どういう条件が揃つたら始めるのかということに絞った方が良いかと思う。
- 「薬局」は ISIC では「小売業」に分類されており、大分類をまたいで分類を移すのは、国際比較上も考えにくい。かなり規模も大きな産業のため深刻な問題が生じる。業法によるものでなく、医薬品の販売という経済活動という視点から考えるべきで、大分類や中分類を変えるのは適切ではない。
 - 統計の一般ユーザーの立場から考えると、「調剤薬局」のデータが医療業に分類されているとは考えないので、国際比較に支障がでる。現時点で、分類項目は立っており、利用者が組み替えることができるように設計されている。特殊なニーズは専門家が処理すればよく一般に押しつけるのはおかしい。一般の人が使えることが重要。
- 今回の議論は受けとめるが、今後については、「経済センサス-活動調査の実施状況などを踏まえ検討する」など大分類間の移動について課題として答申文や議事録に残せないか。
 - 分類の移動を、課題として書くことはできない。今後の状況変化等はあり得るが、それは次回また厚生労働省内で検討し必要があれば提案すればよいのではないか。それを妨げるものではない。

・「レッカー車業」の取扱いについて

事務局から、資料に基づき説明。

- レッカーカー車業は ISIC 及び NAICS では「運輸業」に分類されるが、日本標準産業分類では中分類「92 その他の事業サービス業」に分類されている。何か理由はあるのか。
 - 主に事業所に対するサービスであるということで中分類「92 その他の事業サービス業」に分類されている。
 - 自動車の牽引は、貨物運送に当たらないという法制度になっているため。
 - ISIC に合わせた方が良い気がするが、今決めることではない。また、新設するかどうかという論点もある。
- 自動車修理業と関連した産業であることの影響もあるのか。
 - 自動車整備業は、大分類は同じ「R サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「89 自動車整備業」に分類される。
- レッカーカー車業について、国土交通省はどう位置付けるつもりなのか。
 - どの分類がふさわしいのか明確な意見はない。レッカーカー車業は一定のプレゼンスのある業界と考えており、実態の把握を含め、調査の結果次第では、分類を立てることを考えている。
- レッカーカー車業は事業所数以外の実態が把握できておらず、事業所数も量的基準に満たないので、今回は分類項目の新設を行わないことが妥当である。どこの大分類・中分類に分類するかも含め、引き続き検討することを議事録か答申に残したい。

・その他

- 前回議論した「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」についてだが、英語の「relaxation」は「リラクセーション」と読むべきではないか。
 - 確認して次回、回答する。

（3）今後の予定

次回は8月27日（火）、13時から中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室で開催し、答申案について議論する。

以上